

かいぎ

NEWS



河原子海岸ではサーフィン大会も開催され、県内外からも多くの選手が参加している。
(写真は今年4月の世界マスターズサーフィン選手権に日本代表として出場した日立市出身の寺門 剛選手)

CONTENTS

■常議員会/商工会議所の動き (6月)	2
■第54回会頭杯野球大会トーナメント表 文化産業部会セミナーのご案内	3
■特集 消費税率引き上げに向けての 経過措置の対応	4~5
■相談所だより 経営安定特別相談室	6
■日立市地域ブランド ベストセクションひたち認定	7
■リレー随想 (その161)	8
■会員探訪	9

■会議所インフォメーション	10
■国・県・市のコーナー	11

今年も市内海水浴場の水質は良好

伊師浜「AA」 川尻「A」 会瀬「AA」
河原子「AA」 水木「AA」 久慈浜「AA」

消費税転嫁対策相談窓口開設中

(関連記事④⑤面掲載)



発行所 ●日立商工会議所 〒317-0073 日立市幸町1-21-2 発行人 ●矢口光男

購読料 ●200円 (購読料は会費の中に含まれています)

TEL 0294-22-0128 FAX 0294-22-0120 ホームページ <http://www.hitachicci.or.jp/>

6月25日、当所で常議員会を開催しました。協議に先立ち、秋山会頭から日立商工会議所女性起業家交流グループみゅーずnet 山本美穂会長に関東商工会議所連合会会長表彰伝達を行いました。この表彰は当所が実施している女性企業家支援事業がベスト・アクション賞として評価されたものです。

次に公正取引委員会事務局小室尚彦氏から公正取引委員会の活動状況等として、独占禁止法の概要と最近の取組み、消費税転嫁対策特別措置法案について



6月の常議員会

関東商工会議所連合会会長表彰伝達
「ベスト・アクション表彰」選挙委員5名を選任選任

て説明を受けました。

協議では5月の新入会員を承認。続いて選挙委員の選任を協議し承認しました。現在の議員は平成25年10月31日で任期満了となります。選挙委員は、議員の選挙及び選任に関する管理事務を行います。この日選任された委員は、森嶋鎮一郎氏（森島酒造株式会社）松山恒男氏（多賀土木株式会社）小峰保信氏（株式会社小峰製作所）小野武氏（株式会社小野金属工業所）日渡貴夫氏（有限会社ファースト）の5名です。

また、会員サービス委員会の小野武委員長からは会員親睦パスツアーについて実施報告がありました。



商工会議所の動き 6月

- 6月 3日 ひたちものづくり産業活性化協議会
- 6月 5日 商業部会正副部会長会議
観光環衛業部会議員協議会
- 6月 6日 正副会頭会議
- 6月 7日 ふるさと日立検定実行委員会
- 6月11日 観光環衛業部会正副部会長会議
制度金融説明会
- 6月12日 会員親睦バスツアー
- 6月13日 経営安定セミナー
- 6月17日 観光委員会
- 6月24日 経営安定セミナー
- 6月25日 監事会
常議員会
日立市地域ブランド推進協議会認定証交付式
会員サービス委員会
- 6月26日 観光環衛業部会正副部会長会議
- 6月27日 工業部会運営委員会

会員親睦バスツアー
房総鋸山と東京湾クルーズ経営安定セミナー
利益を出す5S活動

↓ 冷房電力料金を確実に下げる ↓

アットシールド・クリア

遮熱コーティングアットシールド・クリアをガラス面にコーティングするだけで以下の効果が期待されます。

- ・日射(近赤外線)の70%以上をカットし、冷房電力を5～30%以上省エネ
- ・健康に有害で家具・じゅうたん等を退色させる紫外線を96%以上カット
- ・可視光透過率80%以上・耐久性は実績で10年以上・不燃性物質の認証

アットシールド・クリアはNTTの電話ボックスの温度上昇対策から生まれました

省エネルギー事業40年の歴史

- 1972(昭和47年)日立化成の太陽熱温水器・及びソーラーシステム取扱い開始
- 1982(昭和52年)京セラソーラーシステム及び太陽光発電システム取扱い開始
- 1988(昭和63年)指月電気、及び伸和技研製省エネパック(コンデンサー設備)取扱い開始

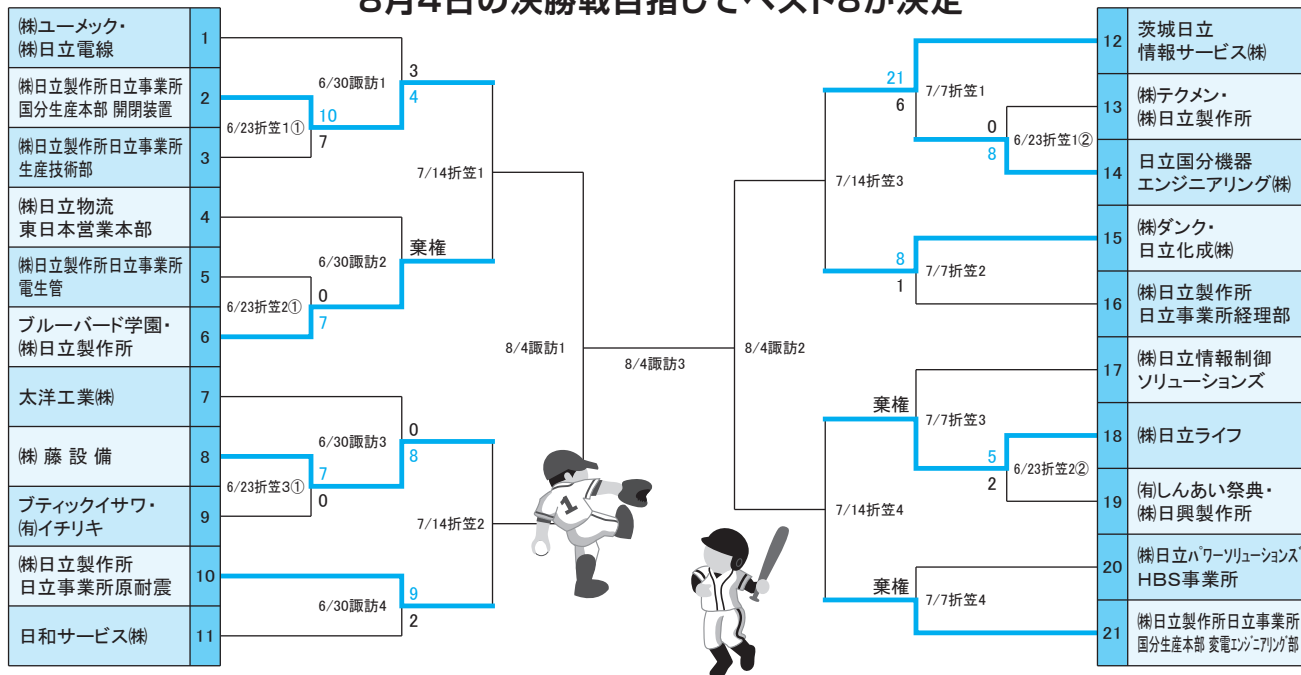
省エネルギー業歴40年

前野商事株式会社

住所 日立市若葉町1-17-5 前野ビル
TEL 0294(23)0233 FAX 0294(23)0234
<http://www.maenoshoji.co.jp>

第54回日立商工会議所会頭杯野球大会トーナメント表

8月4日の決勝戦目指してベスト8が決定



言葉の力

「未来」

未来とは「未だ来ていない」と書きます。

まだ来ていない未来は

「今」が作り出しています。

つまり

「今」どういう心構えで物事と

s接しているか。

が最も重要だということです。

書道家

武田 双雲

未来

文化産業部会

セミナー開催のご案内

文化産業部会主催による、経営者・管理者向けの人材育成セミナーを開催します。

厳しい経営環境の中で、企業が繁栄していくには社員育成が不可欠です。組織の中で企業に貢献できる社員育成について豊富な経験からお話をいただきます。

是非ご聴講下さい。

日時 平成25年8月28日(水) 13:30 ~ 14:30

会場 日立商工会議所会館

参加費 無料

テーマ 「人材育成が出来なければ 企業の成長はない！」

講師 松本光弘氏

東京教育大学卒業。筑波大学名誉教授。財団法人日本サッカー協会理事、関東大学サッカー連盟理事長などを歴任。現日本ウェルネススポーツ大学教授



日建学院公認スクール 日立校が誕生しました!!

全国の日建学院公認スクールでも個別教室を備えているため、日建学院本校とまったく同じ講義が受講可能です!

宅建コースはもちろん、FP(2級)、日商簿記(2級・3級)など幅広いジャンルの資格・スキルアップ講座が学べます。

宅建(8月より直前集中コース)

インテリアコーディネーター(7月8月願書)

日建学院日立

検索

日建学院 日立校

日立市城南町2-9-2

TEL 0294-51-2827(担当:梶山) FAX 0294-23-6027

こちらをClick

特集
(第1回)

消費税率引上げに向けての経過措置の対応

消費税は、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%へと2回にわたる引上げが予定されています。政府は、消費税率の引上げに伴う、中小・小規模事業者の経営に及ぼす影響を最小限に止めるため、価格転嫁対策、経過措置など、様々な措置を講じていくこととしています。

今回は、一定の要件を満たす取引については旧税率が適用される「経過措置」の対応方法等について、税理士・公認会計士の城所弘明氏に2回にわたり解説をいただきます。

(はじめに)

区分/適用開始	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0%	1.7%	2.2%
	(消費税額の25/100)	(消費税額の17/63)	(消費税額の22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%

消費税法改正に伴う消費税率の引上げは、消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることと予定されています。

消費税の経過措置とは何か

経過措置とは、消費税率の引上げに伴う税率の引上げが予定されている期間に、旧税率が適用されることとされています。これは「経過措置」といいます。

今回の消費税法改正における経過措置は、消費税率が8%に改正される平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等であつても、現行の5%が適用されるケースを定めているものです。

したがって、施行日の前日(平成26年3月31日)までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であつても、これらが施行日以後に行われる場合には、経過措置が適用される場合を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について8%が適用されることとなります。

【キド先生のコメント】

消費税の本則による課税事業者にとって、この経過措置の適用は、消費税適正な価格転嫁ができる限り損得はありません。

消費税課税の最終負担者である一般消費者にとつては敏感な問題になります。



1-1. 消費税法上、請負による資産の譲渡等の時期は原則として相手方に引き渡した日とし、消費税の改正に当たっては税率の引上げに伴う駆け込み需要やその反動等による影響が大きいことなどから、平成26年10月1日(以下「指定日」という)の前日までの間に締結した請負工事等に係る契約が行われた場合には、引渡しが行われた平成26年4月1日(施行日)以後になつた場合であっても、現行の5%が適用されることとなります。

また、指定日以後に契約したものであつても引渡しが行

施行日の前日までに完了するものも現行の5%が適用されます。

さらに、契約後に追加工事等で契約金額が増額した場合に於いては、元々の契約を含む全体が8%(新税率)の適用を受けるわけではなく、増額分の金額のみが8%(新税率)の適用対象となります。

ただし、指定日までに結んだ契約を何らかの事由で一旦破棄し、新たに再契約する場合については、再契約分全てが8%(新税率)の適用対象になります。

1-2. 経過措置の対象となる「請負工事等」の契約の内容

対象となる契約は「仕事の完了に長期間を要し、かつ、その仕事の目的物の引き渡しが一括して行われることとされているもので、契約に係る注文の内容につき相手方の注文が付されているもの」となっているため、この経過措置の対象となる契約は建設請負工事契約だけに限られるものではありません。

具体的には次のような契約が、この経過措置の対象になります。

- ① 建設業に係る工事の請負に係る契約
 - ② 製造請負に係る契約
 - ③ 測量、地質調査に係る契約
 - ④ 工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計に係る契約
 - ⑤ 映画の製作に係る契約
 - ⑥ ソフトウェアの開発に係る契約
 - ⑦ その他請負に係る契約(委任その他の請負に類する契約を含みます。)
- この経過措置の適用を受けるためには、次に掲げるすべての要件を満たす工事等の契約であることが要件です。
- ① 工事等の契約が指定日(平成25年10月1日)の前日までに締結されているものであること。
- (注)上記③の②から⑥の契約にあつては、仕事の性質上、その仕事完了するまでに通例的に長期間を要することから定められたものであり、実際に長期間を要するかどうか問いません。
- ③ 工事等の契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されたものであること。
- ④ 工事等の契約に基づく仕事の目的物の引き渡しが一括して行われるものであること。

2. 「長期割賦販売等」に関する経過措置

施行日前(平成26年3月31日以前)に行った「長期割賦販売等」に係る資産の譲渡等の時期の特例に規定する長期割賦販売等については、経過措置として施行日(平成26年4月1日)以後にその支払期日が到来する分については、旧税率の5%が適用されます。

(長期割賦販売等の要件)

長期割賦販売等に該当するための要件は次のとおりです。

- ①月賦、年賦等で3回以上に分割して支払われること
- ②販売等から最終支払期日まで2年以上の期間があること
- ③頭金・申込金などがその割賦販売価格の3分の2以下であること

3. 「リース契約」に関する経過措置

平成19年度税制改正でリース取引の税務上の取り扱いが変わりました。結論的には、リース取引については、売買処理又は賃借処理いずれの場合においても、リース契約時点(リース資産の引渡しを行った時点)の消費税率が適用されます。

(1) 原則的な取扱い

平成19年度税制改正で平成20年4月1日以後に行われるリース取引(所有権移転外ファイナンス・リース取引)については、資産の売買取引として処理し、リース資産については会計上、固定資産に計上します。

そのため、リース取引については、原則としてリース資産の引渡しを行った日に資産の譲渡があつたことになり、売買取引と同様に譲渡対価の全額が課税仕入れになります。この場合のリース取引については、経過措置が適用されません。

(2) 中小企業の例外的な取扱い

中小企業の場合、毎月のリース料の支払いをリース料として費用計上している場合には、特例として従来通り、毎月の支払いの都度、課税仕入れとして消費税の申告をすることも認められています。

施行日前(平成26年3月31日以前)にリース契約を締結し、リース資産の引渡しを行つたリース取引についてこの特例により賃借借処理を行つている場合には、旧税率の5%が適用されます。

4. 「資産の貸付け」に関する経過措置

指定日の前日(平成25年9月30日)までに契約を締結し、施行日前(平成26年3月31日)から引き続きその契約に係る資産の貸付けを行つている場合、次の「①及び②」又は「①及び③」に掲げる要件に該当するときは、旧税率の5%が適用されます。

(経過措置を適用するための要件)

- ①資産の貸付期間及び貸付期間中の対価の額が契約で定められていること。
- ②事業者が事情の変更その他の理由によりその対価の額の変更を求めることができない旨の定めがないこと。
- ③契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申し入れをすることができ、並びにその貸付けに係る資産の取得対価と付随費用の合計額に対するその契約期間中に支払われる貸付け料金の合計額が100分の90以上であるように契約において定められていること。

【キド先生のコメント】

一般的に不動産の契約では「賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の同種物件の賃料との比較等によつて著しく不相応となつたところには、協議の上、賃料を改定することができ」といった旨の規定がありますので、そのような場合には上記経過措置を適用するための要件②に該当しないため経過措置を適用できないことになり、その変更が施行日(平成26年4月1日)以後であつた場合にはそこから8%の新税率の適用になります。しかしなが

ら、賃料の変更が、例えば、賃借人が修繕義務を履行しないことにより行われたものであるなど正当な理由に基づくものである場合には、その対価の変更につき経過措置の適用があります。



5. 「指定役務の提供」に関する経過措置

「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。

指定日の前日(平成25年9月30日)までの間に締結した指定役務の提供に係る契約で次の要件を満たすものが経過措置の対象となり、施行日(平成26年4月1日)以後にその役務の提供を行う場合に適用されます。

- ①その契約の性質上、その役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであること。
- ②その役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割で支払われる契約として政令で定めるものであること。
- ③その契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

④事業者が事情の変更その他の理由によりその対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

6. 「売上返品・貸倒れ」に関する取扱い

商品の販売を行い、その後返品・値引き・割戻しがあつた場合、販売時点にさかのぼって処理をするのではなく、その「返品・値引き・割戻しがあつた」時点の課税期間で処理することになっています。これは仕入側の処理についても同様です。

しかし、その際に適用する税率は「返品・値引き・割戻しがあつた」時点での税率ではなく、販売・仕入れがあつた時点の税率を適用することとされています。

また、貸倒れについても同様に、貸倒れ時点での税率ではなく、販売時点の税率が適用されます。

城所弘明(キドコロヒロアキ)

役職：所長 公認会計士・

所属：税理士・行政書士

所 城所会計事務所

《プロフィール》

横浜国立大学を卒業し、

1980年公認会計士及び

税理士の登録。

現在、日本公認会計士協

会「経営研究調査会」事業

承継専門部会 部会長、日

本商工会議所「税制専門委

員会」学識委員。

経営安定特別相談室

困った時には早めの相談！

事業経営が不振に陥った時は、「早期に適切な手を打つ」ことが重要なポイントです。受注・販売不振、手形の決済など事業経営の先行きに不安が生じたらできるだけお早めに『経営安定特別相談室』にご相談ください。

○経営安定特別相談室とは…

経営不振に陥った事業所から相談を受け、再建の見込みがある企業については関係機関との協力により再建の方策を講じるなど倒産を未然に防止することを目的に設置されているのが「経営安定特別相談室」です。相談室では商工調停士等の専門家が相談に応じます。

○商工調停士とは…

中小企業の倒産に関わる諸問題について解決に向けての相談・アドバイスをを行います。商工調停士は、当所会頭から委嘱されています。

○お申込みにあたって…

経営不振に陥った経緯などをお聞かせいただくとともに相談アドバイスに必要な資料の提出をお願いしています。

● ● ● 相談の手順 ● ● ●

相談申込

相談内容の検討

- ・経営、財務内容の把握と分析
- ・倒産防止の方策の検討

調停

債権者等関係者への協力要請

- ・金融斡旋
- ・手形処理指導
- ・事業転換指導

- ・円滑な整理方法の検討
- ・法的手続き等の指導、助言

相談
所
だ
よ
り

相談無料・秘密厳守 お申込およびお問合せは経営相談課まで。

記帳指導を希望する事業所を募集します

▶ 期間は原則3年間 ◀

当所では、小規模事業者を対象に日計表のつけ方や従業員の源泉徴収の方法、確定申告の仕方などのお手伝いをしています。

この事業は、担当者が事業所の都合に合わせて訪問し、経営者(またはご家族)が記帳や税務について理解し、ご自身で決算や申告が出来るように行っているものです。

【申し込み対象】

- 従業員数が20名以下
(卸・小売・サービス業は5人以下)の個人事業所
- 税理士の関与を受けていない事業所

■ 問合せ 経営相談課 ■

自治・振興金融融資制度

【自治金融】

- 限度額 運転1,000万円 設備1,000万円
- 期間 運転7年 設備7年
- 保証・担保 原則不要
- 利率1.55% (平成25年7月1日現在)

【振興金融】

- 限度額 運転2,000万円 設備2,000万円
- 期間 運転7年 設備7年
- 保証・担保 原則不要・担保必要
- 利率1.65% (平成25年7月1日現在)

※どちらも年利1.0%の利子補給が受けられます。
お申込み・お問合せはお近くの金融機関または
当所経営相談課まで

小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経)

【マル経制度】

- 限度額 1,500万円
- 期間 運転7年 設備10年
- 保証・担保 原則不要
- 利率1.75% (平成25年7月10日現在)

【マル経をご利用頂ける方】

- 日立市内で1年以上継続して同一事業を営んでおり、税務申告をしている方
- 当所の経営指導を原則として6ヶ月以上受けている方
- 従業員20名以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模事業者の方
- 所得税(法人税)、事業税、住民税を完納している方

※年利1.10%の利子補給が受けられます。
お申込み・お問合せは当所経営相談課まで